明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○外国人建設就労者受入事業に関する告示（国土交通八二二）　一

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　五

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　七

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三〇

会社その他　三五

会社決算公告　三五

告示

○国土交通省告示第八百二十二号

外国人建設就労者受入事業に関する告示を次のように定める。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

外国人建設就労者受入事業に関する告示

第１　目的

復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保に最大限努める。その上でこの告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第２　用語

この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

１　「建設分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、技能実習２号の活動（入管法別表第１の５の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。

２　「外国人建設就労者」とは、建設分野技能実習を修了した者であって、３に規定する受入建設企業との雇用契約に基づく労働者として５に規定する建設特定活動に従事する者をいう。

３　「受入建設企業」とは、技能実習の実習実施機関として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。

４　「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年６月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、５に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。

５　「建設特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

第３　外国人建設就労者の要件

外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

１　建設分野技能実習に概ね２年間従事したことがあること。

２　技能実習期間中に素行が善良であったこと。

第４　特定監理団体の認定

１　監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請することができる。

２　国土交通大臣は、１の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、特定監理団体の認定をすることができる。

⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績（平成22年６月30日以前に別表第１に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。